

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条の3関係）			別表第1（第2条の3関係）		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略			略		
教育職給料表(1)	略		教育職給料表(1)	略	
教育職給料表(2)	職務の級3級の職員	100分の10	教育職給料表(2)	職務の級3級の職員	100分の10
		<u>（人事委員会が別に定める職員においては100分の15）</u>			
	職務の級特2級の職員	100分の10			
	略			略	
略			略		
備考	略		備考	略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。